

広情個審第54号  
平成30年2月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成29年8月28日付け広国国第43号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第222号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成29年8月28日付け広国第43号の諮問事案（諮問第222号事案）

平成29年3月14日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月28日付け広国第101号で行った公文書部分開示決定に対する同年4月17日付け審査請求

## 1 審査会の結論

別表の①欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）につき、実施機関が行った部分開示決定について、不開示情報のうち別表の③欄に掲げる部分は開示すべきである。なお、その他の不開示情報については、不開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書、口頭意見陳述等における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会（以下「本件協会」という。）への特別賛助金に係る部分開示決定を取り消し、口座番号や印影の部分を除き開示するよう求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件協会への特別賛助金は、多年にわたり広島市民への恩恵を与えて来なかった。また、市民・議会への説明責任も全く果される努力もされていない。

イ 条例は、その第1条において、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的としている。それにもかかわらず、本件処分は、市民が市政に対する理解と信頼を深めるための説明責任を正しく果たしていない。

ウ 公益を害する支出であり、公益を立証する事実が存在しない事が明白であるから、開示を求める。条例第9条による「公益上特に必要」がある。

エ 地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。それにもかかわらず、広島市は、90万円もの多額の費用を支出しているながら、それについて住民に対する説明責任を何ら果たしていない。

オ 本件協会が公正な団体であることを誰が保障するのか明確でない以上、「会則」等も当然に公費支出である限り開示しなければ、住民、市民に理解は得られず、説明責任も果たされない。

カ 市財政の収入・支出に関係せず毎年定額の「特別賛助金」は金額の根拠が不正である。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書等における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 対象公文書について

本件開示請求に関する対象公文書として、別表記載の文書1から文書11を特定し、別表の②欄に記載した条例第7条第1号及び第2号に該当する部分を不開示とする部分開示決定を行った。

#### (2) 不開示理由について

ア 「〇〇〇〇〇〇〇〇協会会則」(以下「本件会則」という。)は、本件協会の目的、事業、総会及び理事会等、その組織・運営に関する基本事項を定めた団体の内部管理に関する情報であり、外部には公開していない。

本件会則を公にした場合、本件協会の組織・運営の根本方針が明らかになるとともに、総会及び理事会の決議事項の範囲及び決議方法など本件協会における重要事項に関する意思決定手続きが明らかになることにより、本件協会の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。」に該当するものと考え、表題を除き

不開示とした。

イ 「事業報告および決算（案）」及び「事業計画および予算（案）」は、本件協会の事業運営方針など内部管理に関する情報及び経理に関する情報であり、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。」に該当するものと考え、表紙及び表題を除き不開示とした。

ウ 個人の氏名、住所、口座情報等は、条例第7条第1項に規定する特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるものであるため、不開示とした。

エ 団体及び取引先の口座情報は、団体及び取引先の内部管理に関する情報であり、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。」に該当するものと考え、不開示とした。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 審査請求の内容について

本件審査請求は、実施機関が不開示とした情報のうち、本件協会への特別賛助金に係る部分開示決定を取り消し、口座番号や印影の部分を除き開示するよう求めるといふものであるから、当審査会は、当該不開示部分のうち、口座番号や印影の部分を除く本件協会の情報について不開示とした決定の妥当性について判断する。

##### (2) 不開示情報該当性について

###### ア 本件会則について

本件会則には、目的、事業、会員、会費、役員、総会及び理事会、会計等に関する規定が記載されている。

本件会則の内容は、一般的なものであり、同様の内容の会則を設けている他県等の〇〇〇〇協会においてはホームページ上に公開しているところもある。また、実施機関は、既に本件協会の役員名簿を開示していることから、少なくとも、「役員に関する規定」を不開示とする理由は認められず、その他の規定についても、公にす

ることにより本件協会の事業運営上の地位その他社会的な地位を害する具体的なおそれや支障が明確でなく、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとは認められないことから、本件会則は開示すべきである。

イ 「事業報告および決算（案）」及び「事業計画および予算（案）」について

「事業報告および決算（案）」及び「事業計画および予算（案）」は、本件協会の理事会・通常総会における議案書であり、本件協会の事業運営方針など内部管理に関する情報及び収入及び支出に関する詳細な財務情報が記載されている。不開示情報を公にすることにより、本件協会の理事会・通常総会における会議内容や詳細な財務情報が明らかとなり、本件協会の事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがあるものと認められるから、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

①本件公文書の名称		② 実施機関が不開示としている部分	③ 開示すべき部分
文書1	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2016年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会会則 の全て
		第1号議案 2015年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2016年度事業計画および予算(案) のうち表題を除く部分	—
		団体の口座情報	—
文書2	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇への代表 団派遣に係る通訳)	個人の氏名、住所、口座情報等	—
文書3	精算命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への 代表団派遣について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	個人の口座情報	—
		取引先の口座情報	—
文書4	精算命令書 (平成27年度「姉 妹・友好都市の日」記 念イベントの開催及び 「ヒロシマ・メッセ ンジャー」の運営に 関する業務)	取引先の口座情報	—
文書5	精算命令書 (平成28年度「姉 妹・友好都市の日」記 念イベントの開催及び 「ヒロシマ・メッセ ンジャー」の運営に 関する業)	取引先の口座情報	—
文書6	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇への代表 団派遣に係る記念品 の購入)	取引先の口座情報	—
文書7	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇への代表 団派遣に伴う記念品 4件)	取引先の口座情報	—
文書8	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇への代表 団派遣に伴う携帯電 話借上げ料)	取引先の口座情報	—
文書9	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇への代表 団派遣に伴う携帯電 話通話料)	取引先の口座情報	—
文書10	支出命令書 (〇〇〇〇文化交流 フォーラム記念品)	取引先の口座情報	—
文書11	支出命令書 (〇〇〇〇文化交流 フォーラム歓迎レセ プションに係る会場 借上げ)	取引先の口座情報	—